

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽 清掃業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

小野町

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

小野町では、田村広域行政組合解散後も、民間委託により当該組合が行なっていると通りの安定的なし尿及び浄化槽汚泥収集運搬、浄化槽清掃を継続していくため、この業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

本プロポーザルは、事業者の企画力、技術力、効率性等を総合的に評価し、委託するに相応しい事業者を選定することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

※令和4年度は契約の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結

(4) 委託上限額（5年間総額）

336,175,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

(1) 小野町内に本店を有する個人または法人が1者単独または2者以上の共同企業体であること。

※共同企業体は、共同企業体結成届出書兼委任状（様式1－3）、共同企業体に係る協定書（任意様式）の写しを提出するものとする。

※共同企業体の構成員に属する場合は、1者単独としての応募事業者にはなれない。

(2) 仕様書において示す業務委託を自ら実施する者であること。（再委託は不可）

(3) 本業務を開始するまでに、以下の要件を満たしていること。

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和45年法律第137号）第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）及び第4条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準）を満たしていること。

②環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条に定める技術上の基準に適合していること。

（４）参加申込書提出時点において、以下の①から⑥のいずれにも該当しない者。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当する者

②小野町及び福島県の指名停止及び資格制限等の処分を受けている者

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続きの申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

⑤小野町暴力団排除条例（平成 24 年小野町条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員と密接な関係を有している者

⑥国税及び地方税等を滞納している者

（５）「仕様書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び小野町の指示に柔軟に対応できること。

４ 選定スケジュール

（１）公募開始	令和 4 年 4 月 14 日（木）
（２）参加申込書等の提出期限	令和 4 年 4 月 28 日（木）
（３）質問書の提出期限	令和 4 年 4 月 28 日（木）
（４）質問に対する回答日	令和 4 年 5 月 11 日（水）
（５）業務提案書等の提出期限	令和 4 年 5 月 18 日（水）
（６）審査会（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和 4 年 5 月 25 日（水）
（７）選定結果通知	令和 4 年 5 月 30 日（月）

５ 提出書類

（１）参加申込書

単独で参加する場合	・・・様式 1－1	1 部
共同企業体で参加する場合	・・・様式 1－2	1 部
共同企業体結成届出書兼委任状	・・・様式 1－3	1 部

（２）審査書類提出届	・・・様式 2	1 部
（３）事業者の概要	・・・様式 3	8 部
（４）事業者の業務実績	・・・様式 4	8 部
（５）業務提案書（A4 判）	・・・様式 5	8 部

(6) 配置予定者の業務実績	・・・様式 5－1	8 部
※契約実績・雇用関係を証明する書類等も併せて添付。		
(7) 業務見積書	・・・様式 6	1 部
※別紙により積算内訳を添付すること。(任意様式)		
(8) 質問書	・・・様式 7	1 部
(9) 暴力団排除に関する誓約書	・・・様式 8	1 部
(10) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）		1 部
(11) 寄付行為又は定款		1 部
(12) 決算書（個人の場合は個人の所得税又は住民税申告書）※直近 3 年分		1 部
(13) 代表者の身分証明書		1 部
(14) 納税証明書（町税）		1 部

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思のある者は下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和 4 年 4 月 2 8 日（木）
- (2) 提出先 下記 14 事務局
- (3) 提出物 上記 5 提出書類のうち
 - ① 参加申込書（様式 1－1 又は様式 1－2）
 - ② 共同企業体結成届出書兼委任状（様式 1－3）

※共同企業体の場合

 - ③ 暴力団排除に関する誓約書（様式 8）
- (4) 提出方法 自己の責任において持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明にて）
 ※持参の場合は、8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土、日曜日及び祝日を
 除く）事務局（下記 14）へ提出する。
 ※郵送の場合は、上記（1）提出期限までに「下記 14 事務局」に到着し
 なかったものは受け付けない。

7 質問受付期間及び回答

本実施要領等に質問がある場合は、質問書（様式 7）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 4 年 4 月 2 8 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式 7）を事務局（下記 14）まで持参、FAX または電子メー

ルにより提出すること。なお、FAXまたは電子メール送信後は、必ず事務局へ電話連絡すること。

■FAX 0247-72-3121

■メールアドレス chouminseikatuka@town.ono.fukushima.jp

- (3) 回答方法 提出された質問書の回答は、令和4年5月11日（水）に質問者名を伏せて、参加申込書の提出者全員にメールにて回答する。

8 業務提案書（様式5）の作成及び記載上の留意事項

業務提案書は別紙「仕様書」を踏まえ、上記5 提出書類（5）様式5（A4判、片面、カラー印刷可）で提案すること。

9 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年5月18日（水）

- (2) 提出先 下記14 事務局

- (3) 提出物 上記5 提出書類のうち

- ① 審査書類提出届（様式2）
- ② 事業者の概要（様式3）
- ③ 事業者の業務実績（様式4）
- ④ 業務提案書（様式5）
- ⑤ 配置予定者の業務実績（様式5-1）
- ⑥ 業務見積書（様式6）
- ⑦ 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑧ 寄付行為又は定款
- ⑨ 決算書（個人の場合は個人の所得税又は住民税申告書）
※直近3年分
- ⑩ 代表者の身分証明書
- ⑪ 納税証明書（町税）

- (4) 提出方法 自己の責任において持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明にて）

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで（土、日曜日及び祝日を除く）事務局（下記14）へ提出する。

※郵送の場合は、上記（1）提出期限までに「下記14 事務局」に到着しなかったものは受け付けない。

10 事業者の選定

(1) 審査会（プレゼンテーション、ヒアリング）

期限までに提出された提案書等を事前に審査会にて確認する。

その後、次の日時においてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①実施日時・場所

令和4年5月25日（水） 小野町役場分庁舎 講堂

②実施時間

1 事業者につき 30 分以内（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分以内とする。）

③その他

ア プレゼンテーション時の出席者数は2名以内とする。

イ プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

ウ 説明に際して、会場にスクリーン及びホワイトボードを用意するが、それ以外の機器は提案者側で準備すること。

(2) 選定方法

審査では、下記評価項目を基準に総合的に評価・審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

項 目	評 価 の 視 点
1 組織・事業者経営内容	経営状況の健全性 など
2 業務評価	運営体制、業務管理、町民対応 など

(3) 選定結果

選定結果は本プロポーザルに参加した全ての事業者に対し、書面で令和4年5月30日（月）に通知するほか、町ホームページ上で発表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

「10 事業者の選定」による優先交渉権者とされた者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は小野町から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

12 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、町長が社会通念に照らし失格に当たる自由があると認める場合

13 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

※本プロポーザル参加に係る報奨金は支払わない。

- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の業務提案書等の修正、再提出等は提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本業務に係る説明会は開催しない。
- (7) 業務提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 選定された業務提案書等の著作権は、小野町に帰属するものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小野町情報公開条例（平成 13 年小野町条例第 19 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (11) 参加申込者が 1 者のみの場合は、本実施要領に基づき審査した上で、本業務を適切に遂行できるかを総合的に判断し選定する。

14 事務局（提出・問い合わせ先）

所 在 地：〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻 92 番地

担当部署：小野町役場 町民生活課

連 絡 先：TEL：0247-72-6933 FAX：0247-72-3121